

国立大学法人東京農工大学における教育職員免許状取得に関する履修規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学における教育職員免許状取得に関する履修規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考																																						
<p>第3条 中学校教諭1種及び高等学校教諭1種の免許状を取得しようとする者は、教養科目等について別表第1に定めるところにより8単位以上を、教科に関する科目については、別表第2に定める単位数を、教職に関する科目については、別表第3に定める単位数を、中学校教諭1種免許状を取得しようとする者は31単位以上、高等学校教諭1種免許状を取得しようとする者は25単位以上を、教科又は教職に関する科目については、中学校教諭1種免許状を修得しようとする者は8単位以上、高等学校教諭1種免許状を取得しようとする者は16単位以上をそれぞれ修得しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条 数学又は理科の中学校教諭1種免許状の取得資格を有している者が中学校教諭専修免許状を、数学、理科又は農業の高等学校教諭1種免許状の取得資格を有している者が高等学校教諭専修免許状を、大学院において取得しようとする場合には別表第5に定めるところにより教科に関する科目24単位以上を修得しなければならない。</p> <p>別表第2(第3条関係)</p> <p>教科に関する科目 農学部生物生産学科～工学部有機材料化学科 (表は省略)</p> <p>化学システム工学科</p> <table border="1" data-bbox="176 1110 853 1394"> <thead> <tr> <th>免許教科</th> <th>科目区分</th> <th>左欄科目に対応する授業科目</th> <th>単位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">理科</td> <td rowspan="5">物理学</td> <td>○力学</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>○電磁気学</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>量子力学概論</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>物理学基礎演習</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>熱力学</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>化学</td> <td>○有機化学基礎</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	免許教科	科目区分	左欄科目に対応する授業科目	単位数	理科	物理学	○力学	2	○電磁気学	2	量子力学概論	2	物理学基礎演習	1	熱力学	2	化学	○有機化学基礎	2	<p>第3条～第4条 (略)</p> <p>別表第2(第3条関係)</p> <p>教科に関する科目 農学部生物生産学科～工学部有機材料化学科 (表は省略)</p> <p>化学システム工学科</p> <table border="1" data-bbox="1072 1110 1749 1394"> <thead> <tr> <th>免許教科</th> <th>科目区分</th> <th>左欄科目に対応する授業科目</th> <th>単位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">理科</td> <td rowspan="5">物理学</td> <td>○力学</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>○電磁気学</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>量子力学概論</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>物理学基礎演習</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>熱力学</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>化学</td> <td>○有機化学基礎</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	免許教科	科目区分	左欄科目に対応する授業科目	単位数	理科	物理学	○力学	2	○電磁気学	2	量子力学概論	2	物理学基礎演習	1	熱力学	2	化学	○有機化学基礎	2	
免許教科	科目区分	左欄科目に対応する授業科目	単位数																																					
理科	物理学	○力学	2																																					
		○電磁気学	2																																					
		量子力学概論	2																																					
		物理学基礎演習	1																																					
		熱力学	2																																					
化学	○有機化学基礎	2																																						
免許教科	科目区分	左欄科目に対応する授業科目	単位数																																					
理科	物理学	○力学	2																																					
		○電磁気学	2																																					
		量子力学概論	2																																					
		物理学基礎演習	1																																					
		熱力学	2																																					
化学	○有機化学基礎	2																																						

	分析化学	2
	○無機化学基礎	2
	<u>有機化学 I</u>	2
	平衡論	2
	機器分析化学	2
	化学基礎演習	1
	<u>有機化学 II</u>	<u>2</u>
	反応速度論	2
	化学工学序論	1
	化学工学基礎	2
生物学	○生物学基礎	2
	生物化学	2
地学	○地学	2
物理学実験	化学システム工学実験 III	3
化学実験	○化学システム工学実験 I	3
	化学システム工学実験 II	3
生物学実験	○工学基礎実験	2
地学実験	△地学実験	1

機械システム工学科～情報工学科

(表は省略)

別表第 5(第 4 条関係)

教科に関する科目

工学府博士前期課程

生命工学専攻～応用化学専攻

(表は省略)

機械システム工学専攻

免許教科	科目	左欄科目に対応する授業科目	単位数
理科	理科に関する科目	<u>非線形力学特論</u>	<u>2</u>

	分析化学	2
	○無機化学基礎	2
	<u>有機化学</u>	2
	平衡論	2
	機器分析化学	2
	化学基礎演習	1
	<u>(削る)</u>	
	反応速度論	
	化学工学序論	1
	化学工学基礎	2
生物学	○生物学基礎	2
	生物化学	2
地学	○地学	2
物理学実験	化学システム工学実験 III	3
化学実験	○化学システム工学実験 I	3
	化学システム工学実験 II	3
生物学実験	○工学基礎実験	2
地学実験	△地学実験	1

機械システム工学科～情報工学科

(表は省略)

別表第 5(第 4 条関係)

教科に関する科目

工学府博士前期課程

生命工学専攻～応用化学専攻

(表は省略)

機械システム工学専攻

免許教科	科目	左欄科目に対応する授業科目	単位数
理科	理科に関する科目	<u>(削る)</u> <u>物理学特別演習</u>	<u>1</u>

名称変更

科目の廃止

科目の廃止  
科目の新設

	流体力学特論 I	2		流体力学特論 I	2	科目の新設
	材料力学特論	2		材料力学特論	2	
	弾塑性解析特論	2		弾塑性解析特論	2	
	機械要素解析特論	2		機械要素解析特論	2	
	システム基礎解析講座特別講義 I	2		システム基礎解析講座特別講義 I	2	
	システム基礎解析講座特別講義 II	2		システム基礎解析講座特別講義 II	2	
	熱流体システム設計特論	2		熱流体システム設計特論	2	
	シミュレーション工学特論	2		シミュレーション工学特論	2	
	精密計測工学特論	2		精密計測工学特論	2	
	制御システム特論	2		制御システム特論	2	
	機械電子工学特論	2		機械電子工学特論	2	
	設計生産システム講座特別講義 I	2		設計生産システム講座特別講義 I	2	
	設計生産システム講座特別講義 II	2		設計生産システム講座特別講義 II	2	
	機械知能システム工学講座特別講義 I	2		機械知能システム工学講座特別講義 I	2	
	機械システム工学セミナーI	4		<u>実践機械システム工学 I</u>	<u>1</u>	
	機械システム工学セミナーII	4		機械システム工学セミナーI	4	
	機械システム工学特別実験	2		機械システム工学セミナーII	4	
	機械システム工学特別研究	4		機械システム工学特別実験	2	
				機械システム工学特別研究	4	
物理システム工学専攻～生物システム応用科学府博士前期課程 (表は省略)			物理システム工学専攻～生物システム応用科学府博士前期課程 (表は省略)			

附 則 (25 教規程第 5 号)

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、平成 25 年度の入学者から適用する。
- 2 平成 25 年 3 月 31 日現在在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお、従前の例による。